

## 1 目的

消防法施行令第3条第1項第1号イ及び同条同項第2号イの規定に基づく講習を実施し、防火管理者として必要な資格を付与することを目的とする。

## 2 講習日程

（第1回） 5月 9日（木）、 5月10日（金）

（第2回） 5月29日（水）、 5月30日（木）

## 3 講習時間 9時00分～16時00分（受付時間：8時30分～8時50分）

※ 甲種防火管理新規講習は、両日とも受講

乙種防火管理講習は、1日目のみ受講となります。

## 4 講習区分

### ◎甲種防火管理新規講習（2日間）

- ・グループホーム、老人ホーム等自力避難困難者が入所する社会福祉施設で、収容人員10人以上の対象物
- ・飲食店、ホテル、病院等不特定多数の人が出入りする建物で、収容人員30人以上かつ面積300㎡以上の対象物
- ・共同住宅、学校、寺院等利用する人が決まっている建物で、収容人員50人以上かつ面積500㎡以上の対象物

### ◎乙種防火管理講習（1日目のみ）

- ・飲食店、ホテル、病院等不特定多数の人が出入りする建物で、収容人員30人以上かつ面積300㎡未満の対象物
- ・共同住宅、学校、寺院等利用する人が決まっている建物で、収容人員50人以上かつ面積500㎡未満の対象物

## 5 講習会場

山口市亀山町2番1号 山口市消防本部3階講堂

## 6 受講定員 各回60人

**山口市内で、防火管理者が不在となっている事業所を優先させていただきます。**

受講後、しばらく防火管理者に選任される予定がない方や同一事業所から複数名の受講を希望される場合、申込状況によってはお断りさせていただくことがあります。

山口市外の事業所の方も定員に空きがある場合は、受講いただけます。

## 7 申込期間 4月8日（月）9時00分～4月12日（金）17時00分（※各回共通）

期間内であっても**定員（各回60人）**に達した場合は受講をお断りすることがあります。

## 8 申込方法

下記いずれかの方法によりお申込みください。

### 【持参の場合】

受講申込書・受講票に必要事項を記載し、山口市消防本部予防課まで提出してください。

申込時間 9時00分～17時00分

### 【電子申請の場合】

申込期間中に山口市公式ウェブサイトの「令和6年度防火管理講習（甲種新規・乙種）について」に[リンク](#)がありますのでそこから申請してください。

電子申請での受講日および受講番号のお知らせは、後日送信される通知書発行のお知らせメールのURLから、結果通知書の受講票を表示させ確認してください。また、**受講票**は印刷またはダウンロードし、**講習受付時に提示**できるようにしてください。

※電子申請の受付番号は受講番号ではありません。

（申込期間中は24時間いつでもパソコンやスマートフォンから申請ができます。）

※受講番号等は受付期間終了後の翌週以降に消防本部予防課から連絡します。

※より多くの方に受講いただけるように第1回、2回どちらの日程でも受講可能な方は、申込書の第1回、2回のどちらでも受講可能にチェックをお願いします。

※市外事業所の方も、4月8日（月）からお申込みいただけます。

市外事業所の方の受講可否は、受付期間終了後の翌週以降に決定します。

### 【連絡・問合せ先】

〒753-0089 山口市龜山町2番1号

山口市消防本部 予防課査察担当 Tel: 083-932-2609

## 9 受講費用

テキスト代 **4,000円**（1日目の受付時にお釣りがないように納めてください。）

## 10 修了証の交付

全科目（講習科目の一部免除希望者は、免除科目を除く。）受講された方へ、修了証を交付します。遅刻・早退された場合は、修了証を交付することができません。

## 11 その他

- (1) 消防本部には、講習会のための駐車場はありません。公共交通機関、有料駐車場等を利用してください。**※近隣施設への無断駐車は、くれぐれもご遠慮ください。**
- (2) 受付時間は8時30分～8時50分
- (3) 受付時に受講票と顔写真入りの身分証明書（運転免許証等）を提示してください。
- (4) テキスト代を講習初日に受付で納めてください。※お釣りがないようにお願いします。
- (5) 体調がすぐれない方、発熱等の症状がある場合は、受講できません。
- (6) 申込後、諸事情により欠席される場合は、早めに連絡してください。

## 12 講習科目の一部免除（甲種防火管理新規講習受講者のみ）

消防設備点検資格者講習又は自衛消防業務講習を受講し、免状又は修了証の交付を受けた方は、免除申請を行うことで講習科目の一部を免除することができます。

免除を希望される方は、別添「講習科目免除申請書・講習科目免除通知書」に必要事項を記入の上、受講申込書と交付を受けた免状又は修了証の写しを併せて消防本部予防課まで提出してください。

申請により講習科目の一部を免除された方は、**両日とも9時50分から受付**を行いますので遅れないようにお越しください。

なお、申込時に提出いただいた免状又は修了証の**原本を受付時に確認**しますので持参してください。

（免除される科目は下表中の※になります。）

## 13 講習科目・時間割（各回共通）

### 1日目

時 間	科 目
8:30～ 8:50	受 付
9:00～ 9:10	オリエンテーション
9:10～10:00	※ <u>防火管理の意義及び制度Ⅰ</u>
10:10～11:00	火気管理Ⅰ
11:10～12:00	施設及び設備の維持管理Ⅰ
12:00～13:00	休 憩
13:00～14:45	防火管理に係る訓練及び教育Ⅰ（実技）
14:55～15:45	防火管理に係る消防計画Ⅰ
15:50～16:00	修了証交付式（乙種受講者のみ）

### 2日目

時 間	科 目
8:30～ 8:50	受 付
9:00～ 9:50	※ <u>防火管理の意義及び制度Ⅱ</u> <u>（グループ形式）</u>
10:00～10:50	施設及び設備の維持管理Ⅱ（実技）
11:00～12:00	火気管理Ⅱ （グループ形式）
12:00～13:00	休 憩
13:00～13:50	防火管理に係る消防計画Ⅱ
14:00～15:45	防火管理に係る訓練及び教育Ⅱ（実技）
15:50～16:00	修了証交付式

※講習科目一部免除の方は、両日とも9時50分から受付を行います。